

この間、提出しました2つの要求書についてお知らせいたします。(HPにも全文を近日中に掲載します。)

1. 広島大学病院における二交替制試行について

昨年度からご報告しておりますとおり、労働条件の大きな変更となる「二交替制」の試行が2016年10月1日より始まりました。組合は処遇等についての継続交渉を条件に試行自体は受け入れています。今後は処遇等条件の交渉とともに試行の内容を検証し、本制度化をするか否かの議論になります。経過と現状をご報告します。(文責 和田)

【流れ】

2015年春～夏 病院看護部が二交替制について調査(アンケート実施)

10月30日 大学へ質問書提出

2016年1月21日 大学と組合間の意見交換会

(1月19日～2月8日 組合は看護職の組合員へ二交替についてアンケート実施)

3月1日 大学へ要求書を提出

5月11日 大学回答を受領

6月29日 大学へ要求書を提出

8月10日 大学回答、及び暫定措置要項(案)を受領

8月31日 大学へ要求書を提出

9月16日 大学回答を受領

9月26日 暫定措置要項(案)に関して過半数代表者の意見聴取実施

9月30日 暫定措置要項制定

10月1日～試行開始(2017年3月末終了予定)

10月14日 大学へ要求書を提出 (以下をご覧下さい。「別紙」のアンケートは省略します。)

2016年10月14日

広島大学長
越智光夫様

広島大学教職員組合 執行委員長
吉田将之

「広島大学病院看護職員の二交替制勤務の試行」に関する要求

貴職の日頃の奮闘と当組合活動へのご理解・ご協力に敬意を表します。

さて、広島大学病院における勤務の2交替制試行について、2016年8月10日の貴回答に対し、以下の返答、及び要求をいたします。つきましては、2016年10月30日までに文章での回答をお願いします。

記

1) アンケートについて

貴回答に「アンケートは平成29年1月実施予定で、質問項目の要望は10月14日(金)までに内容を提示ください。」とありますが、試行後から2週間ほどで、現場に即した課題をアンケートに十分盛り込む事は困難です。しかし、現段階での組合のたたき台として、別紙を作成しましたので提出します。なお、合わせて大学作成のたたき台もご提示ください。それを拝見し、もう一度、組合内で議論を行い追加項目の

検討、及び提案を行いたいと考えます。

また、本アンケートに関するスケジュールを提示して下さい。アンケートの結果によっては、新たな課題等を得て対策を練る期間も必要と考えます。なお、10月時にどの病棟で試行が実施された旨の現状データもご提示下さい。

2) 「広島大学病院看護職員の二交替制勤務の試行に関する暫定措置要項」について

- ① 2016年9月26日の意見聴取の際に青山代表から、「アンケートの解析（方法、結果）はどのようにされるのか、非公式なものではダメだ」という旨の意見がありましたが、それについてのお考えをお示し下さい。
- ② 2016年9月30日制定により試行が10月1日から始まりました。つきましては、各病棟で作成の申し合わせ書、及び手順書等がある場合はそれをお示し下さい。
- ③ 当該要項制定においては、広島大学就業規則（1月以内の変形労働時間制）第6条4項については、雑則適用と伺いましたが、それに関しての学長裁定をお示し下さい。
- ④ 試行期間中の全体スケジュールをご提示ください。

以上

2. 附属学校園の再雇用教員の給与処遇改善について

年金受給の関係から、定年後に再雇用される方の処遇については全国的な問題にもなっており、2016年5月に労働契約法第20条違反であると東京地裁で判定されたトラック運転手の事例は記憶に新しいものです。このたび、組合では定年前と同様の勤務実態である附属教員の処遇を取り上げ、検討を重ねました。附属学校教員は定年後にフルタイム再雇用教員（※これ以外の場合は時間講師の選択）になると定年前の約58%の給与処遇になります。つきましては各附属学校支部の意見を丁寧収集し、次のような要求書を提出しましたのでご報告します。（別紙1は省略します。）

また、以下には検討用チラシも掲載しますが、現在の再雇用教員のみではなく、今後、再雇用になるすべての教員の問題として検討しました。前提は、フルタイム再雇用の仕事を減らして欲しいというものではありません。大学からは「賃金に不満があるならば、よそに行っていただければよい。」と例のごとく言われかねないことが目に見えますが、長年、附属学校園に貢献してこられた経験豊富な再雇用教員はそう簡単に代替できるものではありません。また、各再雇用教員は現場のことを非常に大切に考えておられます。新しい人を採用しにくくなっている現場の苦しい状況もあります。それゆえ、今までと同じように他の教員に迷惑がかからないように働きたいということが、収集した声にはありました。

その他、組合の2015年度統一要求書では次の趣旨の要求を提出していますが、現在未回答であることを追記します。「年金支給開始年齢の年度末まで定年前勤務形態（フルタイム勤務）で再雇用される元常勤職員（以下「再雇用職員」という）の給与処遇について、当該職員の定年前年間給与額の70%の水準とすることを求めます。」（文責 和田）

2016年10月26日

広島大学長
越智 光夫 様

広島大学教職員組合
執行委員長 吉田 将之

附属学校園再雇用教員の給与処遇の改善要求

貴職の日頃の奮闘と当組合活動へのご理解・ご協力を敬意を表します。

さて、標記について下記を要求しますので、2016年11月10日（木）までの文書回答をお願いします。

記

I. 要求事項

附属学校園の再雇用教員（フルタイム。以下同じ）について、以下の処遇を要求します。

- (1) 再雇用教員は現状、定年前常勤教員時と同様の業務実態であるため、給与処遇を業務量（担当授業

時間数等)に見合った水準にするよう要求する。

II. 要求事項の根拠と説明

1. 労働契約法の規定と東京地方裁判所の判決について

(1) 労働契約法の規定

「広島大学職員の再雇用制度実施要綱」の「3. 雇用期間及び雇用更新」の「(1)再雇用職員」では、再雇用職員は「1年を超えない範囲内で期間を定め、雇用を更新することができる」と規定しており、したがって、いわゆる「期間の定めのある労働契約」に該当する。

この期間の定めがある労働契約が適用される労働者の処遇について、期間の定めのない労働者(常勤職員)の処遇との関係で、労働契約法第20条は以下のように規定している。

(期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止)

第二十条 有期労働契約を締結している労働者の労働契約の内容である労働条件が、期間の定めがあることにより同一の使用者と期間の定めのない労働契約を締結している労働者の労働契約の内容である労働条件と相違する場合においては、当該労働条件の相違は、労働者の業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度(以下この条において「職務の内容」という。)、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならない。

(2) 2016年5月13日東京地方裁判所の判決について(別紙1参照)

60歳の定年を迎えた後、1年契約の嘱託職員として再雇用されたトラック運転手3名が、業務内容は定年前と同じにも拘らず、嘱託職員の賃金規定が適用されて年収が2~3割下がったのは違法だとして雇用主の運送会社を訴えた事件について、東京地裁は「業務の内容や責任が同じなのに賃金を下げるのは、労働契約法に反する」と認定し、差額賃金を支払うように雇用主に命令した。

2. 附属学校園の再雇用教員の労働実態と給与処遇について

附属学校園における再雇用教員の業務内容や業務量及び責任の程度等は、60歳定年退職前の業務内容や業務量及び責任の程度等と比較して差異がない状態にある。

一方、当組合の統一要求に対する大学回答(平成26年5月22日付け)では、附属学校教諭で定年前と再雇用後で同一職位の場合の給与は定年前の約58%となっており、事実、そのように処遇されている。

したがって、現状の附属学校園再雇用教員の労働実態(業務内容や業務量及び責任の程度等)は、当該再雇用教員の定年前労働実態及び他の附属学校園常勤教員と変わらない労働実態(業務内容や業務量及び責任の程度等)となっており、明らかに労働契約法第20条に違反していると言える。

III. 添付資料

(1) 別紙1: 東京地方裁判所の判決に関する朝日新聞デジタル版

(参考資料)
附属教員向け
検討用チラシ

フルタイム再雇用教員についての処遇改善

みなさんに知ってほしいこと!

60歳定年になったら…?

附属教員の場合、多くの方は年金受給までフルタイム契約として再雇用になっています。勤務時間は再雇用前と同じです。

再雇用の教諭の本給月額(これは市や県もほとんど同程度の内容です。)

教育職(C)2級 269,900円、教育職(B)2級 273,100円

しかし、業務内容は再雇用前とほとんど変わらないという実態があります。これに対し組合では再雇用者だけの問題ではなく、将来に定年を迎える、みなさんと共有し、処遇改善の要求をしようと考えております。

なお、組合は統一要求書で年金受給までの定年延長要求をしておりますが、大学からは未回答です。



つきましては個別案件として以下のような要求書（案）を作成し、2016年執行委員は案②で交渉しようと検討しております。10月執行委員会での審議になります。みなさんのご意見を是非いただきたく、宜しくお願ひします。詳細内容はワードファイルの要求書（案）等をご覧ください。要求事項の根拠は労働契約法第20条によります。同一の利用者と労働契約を締結している、有期労働者と無期労働者のとの間で、期間の定めがあることにより不合理に労働条件を相違させることを禁止するルールです。定年後、再雇用されたトラック運転手の訴訟（東京地裁判決）もご参照下さい。

【要求に際しての前提】

再雇用以外の教員への負荷が多くなることは望まない。

おかしいと思う部分を、現実的に解決したい。

案①(原案)

附属学校園の再雇用教員（フルタイム、以下同じ）について、以下の処遇及び措置を要求します。

- (1) 再雇用教員の業務量（担当授業時間数等）を定年前常勤教員時の58%相当へ減少させること。
- (2) 上記(1)により減少することとなる授業時間数（42%相当）を当該再雇用教員に非常勤講師として担当させること。
- (3) 上記(2)の非常勤講師手当の額は、幼稚園・小学校、中学校、高等学校の種別に応じた広島大学附属学校園教員の標準授業時間数（公立学校の8割）の58%相当を基準時間数とし、再雇用教員の個々人の担当する(1)及び(2)の合計授業時間数が当該基準時間数を超過する部分（時間数）を対象として計算すること。

案②

附属学校園の再雇用教員（フルタイム、以下同じ）について、以下の処遇を要求します。

- (1) 再雇用教員は現状、定年前常勤教員時とほぼ同様の業務実態であるため、給与処遇を業務量（担当授業時間数等）に見合った水準にするよう要求する。

案の違いは、以下です。案①は組合の想定に基づき、手当が得られるだろう方法で処遇改善を要求しております。案②は本筋論です。金額の算出方法は明示しておりませんが、「労働契約法第20条違反だから、大学の責任で、処遇を適正にするように」という主張です。

【2016年度会議スケジュール】 広島大学教職員組合

2016年度の下役会議、執行委員会、定期大会の開催は下記日程とします。（仮固定）

● 会議時間

四役会議 18:30～20:30（予定）
 執行委員会 18:30～20:30（予定）
 ※8月のみ両会議とも18:00～20:00

● 場所

四役会議・執行委員会とも、東広島の組合本部事務所と霞の組合広島事務所をスカイプでつなぐテレビ会議方式とする。

● 会議日程

基本は、最終週火曜日を執行委員会、その前の週の火曜日を四役会議とする。_____の部分はそれとは異なる変則月。

	四役会議	執行委員会
2016年 8月	10日(水)	30日(火)
9月	20日(火)	29日(木)
10月	18日(火)	25日(火)
11月	22日(火)	29日(火)
12月	13日(火)	20日(火)
2017年 1月	24日(火)	31日(火)
2月	21日(火)	28日(火)
3月	21日(火)	28日(火)
4月	18日(火)	25日(火)
5月	23日(火)	30日(火)
6月	20日(火)	27日(火)
7月	18日(火)	25日(火)

● 2017年度組合定期大会

2017年7月29日(土) 13:00～ 場所：東広島キャンパス

（挟み込みチラシ）

ろうきん「家計応援キャンペーン」

丸大ハム冬のギフト

伊藤ハム冬のギフト

大日商事家庭用常備薬

お気軽にお問合せください！

発行 広島大学教職員組合（東広島事務所 本部）
 東広島市鏡山1-7-2（広大西口 西エネルギーセンター内）
 内線（東広島84）5390 東広島以外からは84をつけておかけください。
 TEL/FAX 082-422-7556
 メール union@hiroshima-u.ac.jp
 ホームページ http://home.hiroshima-u.ac.jp/union/